

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第7号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市横大路運動公園の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条本文中「京都市横大路運動公園（以下「運動公園」という。）」を「運動公園」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(事業)

第2条 京都市横大路運動公園（以下「運動公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 運動公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 運動公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第2条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2から別表第4までの規定中「第4条関係」を「第6条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市横大路運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市横大路運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第3条	第5条
第5条第1項	第7条第1項

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)